

平成16年度第2回福岡空港調査連絡調整会議
議事録

1 日 時 平成16年11月4日(木) 12:30~14:00

2 場 所 福岡国際会議場 4階 409会議室

3 出席者

(1) 連絡調整会議委員

国土交通省九州地方整備局長	岡山 和生
(代理出席 九州地方整備局副局長	岩瀧清治)
国土交通省大阪航空局長	茨木 康男
福岡県副知事	武田 文男
福岡市副市長	中元 弘利

(2) 幹事

国土交通省九州地方整備局港湾空港部長	戸田 和彦
国土交通省大阪航空局飛行場部長	松本 清次
(代理出席 飛行場部空港整備調整課長	安藤 久美)
福岡県企画振興部理事兼空港対策局長	西村 典明
福岡市総務企画局理事	中島 紹男

(3) 本省航空局からの参加

国土交通省航空局飛行場部計画課長	須野原 豊
------------------	-------

4 議事

(1) 開会

事務局：前回の会議以降の異動によりまして、新たにご就任いただいておりますメンバーのご紹介をさせていただきたいと思っております。

大阪航空局の茨木局長でございます。福岡市の中元副市長でございます。

ここでマスコミの皆さまへのお願いでございますが、議事の進行の関係でテレビカメラの撮影につきましては、冒頭の事務局説明までとさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは岩瀧副局長にこれからの議事の進行をお願いいたします。

(2) 議事

福岡空港の総合的な調査に係る情報提供及び意見収集について

岩瀧副局長：それでは平成16年度第2回福岡空港調査連絡調整会議を始めさせていただきます。本日の議事につきましては次第のとおりでございます。議題にそって進めさせていただきます。

まず、資料1の説明を事務局から申し上げます。

【資料1】

幹事：それでは私の方から福岡空港調査PI有識者委員会、仮称でございますけれども、この委員の選任についてご説明させていただきます。お手元の資料の1をお開きいただき

たいと思います。

福岡空港調査 P I 有識者委員会につきましては、去る 9 月 15 日に開催いたしました福岡空港調査連絡調整会議の幹事会におきまして、今後の P I プロセスにおいて P I 実施主体である福岡空港調査連絡調整会議に対して、P I の実施計画に関する評価、P I の実施期間中の監視、P I の結果に関する評価や助言等を行う組織として設置するということが承認されたところでございます。

また、その際、委員の選任にあたっての考え方や選任方法などについても承認をされております。その内容は、福岡空港の対応策等について中立性、客観性を保ち、かつ P I、空港計画、法制度・行政手続き、マスコミ・ジャーナリズム、事業・経営、こうした 5 分野における専門的知識を持っておられる有識者を選任するとされたところでございます。

本日はそうした前回の幹事会を受けまして、福岡空港調査 P I 有識者委員会の委員選定についてご提案をさせていただくものでございます。それでは資料 1 の表に基づきまして、順次ご紹介させていただきます。

まず、P I に関する有識者といたしまして、筑波大学社会工学系教授の石田東生氏を候補者といたしております。石田先生は、都市交通計画や交通行動分析がご専門でございまして、特に交通計画分野での P I の理論、実践においては日本における第一人者でございます。わが国ではまだ導入事例が少ない P I の分野において、専門的知識を持っておられる方でございます。

また、石田先生には、福岡空港の総合的な調査にかかる情報提供および意見収集のあり方検討会、いわゆる福岡空港 P I 検討会と称しておりましたけれども、この検討会の座長といたしまして P I 計画の作成に大変ご尽力いただいております。

次に、空港計画に関する有識者といたしまして、神戸大学工学部助教授の竹林幹雄氏を候補者といたしております。竹林先生は国土計画、航空輸送市場分析、空港計画、あるいは港湾計画、建設マネジメントがご専門でございまして、空港を含む交通計画等に関する専門的知識を持っておられます。また、神戸空港の需要検討委員会や国土交通省航空局需要予測改善手法勉強会のメンバーとなっておられまして、とりわけ空港計画の分野において大変ご活躍されている先生でございます。

次に、法制度・行政手続きに関する有識者といたしまして、福岡県弁護士会からご推薦いただいております弁護士の山本智子氏を候補者といたしております。山本弁護士は、福岡県の情報公開審査会委員を歴任されるなど、地域の情報公開条例や情報公開の実情に非常に専門的な知識を有しておられる方でございます。また、石田先生と同様に、福岡空港 P I 検討会の委員といたしまして、P I 計画の作成にも大変ご尽力いただいた方でございます。

次に、マスコミ・ジャーナリズムに関する有識者といたしまして、西日本新聞社特別顧問の杉尾政博氏を候補者といたしております。杉尾氏は昭和 36 年に西日本新聞社に入社後、編集局経済部長、経営企画委員長、取締役、常務、専務を歴任されております。地域でのジャーナリズム活動を通して、情報提供の手法や市民等とのコミュニケーションに関する専門的知識を持っておられる方でございます。

最後に事業・経営に関する有識者といたしまして、日本公認会計士協会北部九州会からご推薦をいただいております公認会計士の土井良延英氏を候補者といたしております。土

井良氏は、監査法人トーマツの代表委員として多くの企業や行政の監査業務に携わっておられまして、事業の効率性など企業マネジメントについて多くの専門的知識を持っておられる方でございます。

候補者のご紹介は以上でございます。なお、資料1の次のページになりますが、参考資料1と別紙には前回の幹事会における福岡空港調査PI有識者委員会にかかわる資料を参考までに添付しております。

それから参考資料2に、先ほどご紹介しました各委員候補のプロフィールを添付させていただいております。

それから最後になりましたけれども、この有識者委員会が発足しますと、その事務局につきましては今後、福岡市が担当していくということにいたしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で資料1の福岡空港調査PI有識者委員会の委員選定に関する資料のご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

岩瀧副局長：どうもありがとうございました。それではただいまの、PI有識者委員会の委員選定につきましてご意見を承りたいと思います。

武田副知事：これまでにすでに専門家の意見をお聞きしていたと思うのですが、その中にはこういうメンバーの方の意見も入っていたのでしょうか。

幹事：専門家の意見と言いますか、先ほど申しあげましたように、PI検討研究会、これは石田先生であるとか山本弁護士、こういう方々に研究会のメンバーに入らせていただきまして、PIの進め方にあたって公正と言いますか、あるいは透明性の高いやり方をやっていく、そういったことで議論をいただいております。また、ご意見もいただいております。

武田副知事：石田委員と山本委員はその中に入るといえることですか。

幹事：そうです。

武田副知事：あとの3名の方は今回新たにということですか。

幹事：そうですね。残りの方については今まで直接的に委員会であるとか、何らかの検討会でご参加いただいたということではございませんで、内々お話しする中で、今までのPI検討会の中での議論とか、これまでいろいろパブリックコメントで寄せられたご意見については十分ご説明いたしております。

武田副知事：もともとそういう専門家の意見を参考にしながら進めようとしていますから、ここで今までの議論をある程度踏まえていただいております方が議論としては前に進みやすいなと思うのですが、それは2名の方が入っておられるということと、これまでの議論を紹介しながら意見を聞いていくやり方でいくということですね。

幹事：はい。

岩瀧副局長：ほかにございませんでしょうか。

(発言なし)

岩瀧副局長：よろしいですか。それでは、原案の各委員候補につきましてご了承いただきましたので、委嘱手続きを進めさせていただきたいと思います。

次に、2番目の議題に進めさせていただきます。資料2の説明をお願いします。

【資料2】

幹事：議事の(1)の「福岡空港PI実施計画(ステップ1)素案について」と、の「福岡空港PI実施計画(ステップ1)素案についての意見募集について」をご説明させていただきます。まず資料2についてご説明いたします。

今回、第1ステップの実施計画の素案ということでお諮りするものでございます。中身の説明に入ります前に、全体を俯瞰していただくということで、恐縮ですがけれども2ページをご覧くださいと思います。

この春にとりまとめを頂戴いたしましたPIのあり方調査の結果、通称PI計画と称しておりますけれども、その調査の結果の一部でございます。PIとしましては全体の4段階に分けて、それぞれで検討を進めながらやっていくということにしております。その枠の中に書いてございますけれども、ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4と、今回がステップ1でございます。「課題と実現すべき政策的目標」、それから「対応策検討の前提条件」、「評価の視点と検討すべき対応案」、そして最終的に「対応案の比較評価と方向性(案)」ということでございます。今回は第1ステップということでございます。

それからそれぞれのステップごとに実施計画を策定いたしまして、今、ご審議いただきました第三者機関、有識者委員会の評価を受けて具体的に実施計画を定めるということにしております。

実施計画の内容につきましては、どんなことを作るかということですがけれども、実施のアウトラインということを考えておまして、後ほどご説明しますがけれどもPIの概要を定めていきたいと思っております。その実施計画を確定しましたところで、具体的にどういう周知広報を図るか、あるいは意見の収集を図るかということで、実施する場所等の具体的な詳細をその後に固めていきたいと思っております。全体で見ますと、今ご覧いただきました2ページの4ステップの中で今回が第1ステップであるということでございます。

そこで今回の実施計画につきましてですがけれども、これも中身に入る前に、今回の実施計画をどういう手順で策定していくかということでございます。恐縮ですがけれども、17ページをご覧くださいと思います。「本PIの実施計画(ステップ1)の策定手順」と書いて、枠の中に全体の流れを示しております。

今回の連絡調整会議は上から2番目のカッコ書きになっております「福岡空港調査連絡

調整会議：素案作成」という部分でございます。この右の部分に「P Iに関するアンケート」というのがございますが、今回、資料として付けておりますけれども、空港分野でのP Iが全国で初めてであるということ、それから経験的な蓄積がないということで、今回に限らず、以後4つの計画を定めていくわけですけれども、それを全般的に検討して、反映させて盛り込んでいくために、最初にP Iに関するニーズを把握する、こういったものがP Iの手法として、あるいは対象者として必要なのかということもニーズを把握するためにアンケートを実施しております。後ほどご説明しますが、そういったアンケートの結果を参考としまして、今回の素案の中に盛り込んで案を作成しております。

それからこの素案をご了承いただきますと、第2段階として、素案として意見の募集をかけることにしております。

そこでご意見を頂戴して、成案といたしまして、有識者委員会に送りまして、その評価助言を頂くというふうにしております。それが年末あるいは年明けぐらいになるかと思っております。そして最終的に評価をいただいて、2月ごろに確定していきたいという流れで進めていきたいと思っております。

それでは内容的なことですけれども、元に戻っていただきまして目次というのがございます。ちょっと資料が厚くなっていますので全体にどうということが盛り込まれているかということで、最初の の部分ですけれども、これは春にまとめましたP Iのあり方、通称、P I計画と言っておりますけれども、その抜粋したものでございます。

このあり方につきましては、今言いましたけれども全体を4つのステップに分けてP Iを進める等々、いろんな基本的な中身についてご審議いただき、了解いただいたものでございます。4つのP Iを通しまして基本的な考え方になっていくということでありまして、その中身につきましては、実際の実施計画の中に盛り込んでいるところでございます。

それから、これが今回の実施計画の中身となるものでございます。内容でありますとか期間、情報提供の内容、意見の取り扱いなどをガイドラインとしてまとめたものでございます。

内容でございますけれども1ページから5ページにつきましては、今ご説明しましたP I計画についての抜粋でございますので、今回の説明としては省略させていただきます。

それから6ページをご覧ください。P I計画に基づきまして具体的に実施計画でどういう方針で実施計画を定めたいかということを決めました基本方針として載せております。基本的な考え方としましては、枠囲みの中でございますが、1つには「十分な周知広報を実施する」。2番目に、「多様で適切なP I手法を選定する」、3番目に「わかりやすい情報の提供を実施し、収集した意見とそれに対する考え方を公表する」。4番目に、「中立・公正なP Iを実施する」という大原則としての4つの方針をあげております。

特に、十分な周知広報を図るという意味では、できるだけ多くの方々にP Iを実施しているということ、そしてP Iの中身について知っていただかなければいけないと思っております。マスメディアの方々とかいろんな方々のご協力をいただきながら今後進めていきたいと思っております。

もう1つ、わかりやすい情報提供を図り、意見等の公表もきちんと行うということで、収集した意見や実施主体としての対応方針についても公表することといたしております。この4つの大原則の方針を踏まえまして実施計画の素案を作ったところであります。

次の7ページでございますけれども、先ほど申しあげましたように、素案を作るときにアンケート調査を実施しております。全体で回収数が677ございまして、その中でP Iの実施に関する部分だけをそこに抜粋してあげております。

具体的に、「情報の入手方法について」は「メディア」とか「調査レポート」とか「パンフレット等」が良いという意見がグラフの一番上でございますけれども、あがっております。こういった方法が一般的には入手方法として良いだろうという結果が出ております。

そのほかに、入手場所ですとか意見の提出方法などの回答も寄せられております。こういったものを参考にしながら、具体的な実施計画を定めたものでございます。

それでは実際の実施計画の中身をご説明していきたいと思っております。8ページをご覧ください。また、8ページをご覧ください。「対象とするステップと目標」ということで掲げております。先ほど最初にご説明しましたように、全体の中では今回がステップ1「課題と実現すべき政策的目標」を対象にしているということでございます。そしてP Iの目標としましては、「福岡空港の能力・課題・空港に求められる政策的目標を共有すること」と、情報をみんなで共有して考えていこうということを目標とすると定めております。

次の9ページでございますけれども、ここでは実施時期と実施期間を書いてございます。実施時期につきましては、現在、中身についての調査を進めているところでございまして、その調査が終わり、P Iの準備が整い次第、実施していくこととしております。具体的には来年度の早い段階で実施したいと考えております。

また、いつから実施するかにつきましては、今やっております調査の結果がとりまとめられる時期でありますとか、具体的にわかりやすいパンフレットなどを用意してやるつもりでございますので、そのパンフレット資料の作成状況とか場所の確保ですとか、そういった準備に要する時間がございまして、そういったものを考えながらできるだけ早めに連絡調整会議をかけて公表していきたいと思っております。

それから期間でございます。今回は情報の共有というのが主目的でございますので、そういった性格を勘案しまして3カ月程度を目安に進めていきたいと思っております。

次に10ページをご覧ください。また、10ページをご覧ください。「提供する情報内容」というものでまとめたものでございます。今回は今後の検討で市民の皆さんと共通のベースとして持つべき情報、空港の現状でありますとか課題といった今後の検討の共通になるもの、情報をわかりやすくとりまとめて提供するというところでございます。

内容的には、現状や課題等の事実関係、また航空サービスの特性を踏まえた福岡空港の実際の空港能力等が中身と考えております。そういったものをレポート等々でわかりやすくまとめていきたいと考えておりますが、その元になりました関連調査の情報ですとか、途中で追加すべきだといったことで追加しました資料につきましても公表を進めていきたいと思っております。そういう内容が書いてございます。そして真ん中あたりですけれども、具体的な内容、情報の性格といったもので簡単にまとめたものでございます。

続きまして11ページでございます。「情報提供および意見収集の方法」、いわゆるP Iの手法について記述した部分でございます。先ほどの7ページのところで、アンケートの結果としてこういった手法のニーズがあるということがございました。また先ほど言いましたようにステップ1の性格、基本的な情報の共有を図るべきだといった目標等がございまして、そういったものを踏まえまして、基本的には情報を幅広く伝えられるような手法を

今回選定したつもりでございます。

参加者につきましても、県民、市民、県内の企業などを中心にしておりますけれども、空港の影響範囲が広いということもございまして、幅広く参加していただけるような対象者、参加者を考えております。

次の 12 ページに横長の表をあげておりますけれども、これが実際に具体的に P I の手法を表した概要でございます。表の左側に、選定した P I の手法とその概要を書いてございます。具体的にはレポートの配布でありますとか、現状の情報提供もございまして見学会、インフォメーションコーナーの設置、それから出向いて行きまして具体的に説明をしていこうということで説明会ですとか懇談会とか、そういったものやっけていきたいと考えております。それから右の方は実施場所等について記述しております。

それから右の方に書いてありますのは、どのような参加者に利用してもらえるかということで想定しております、県民、利用者、自治体等、それがどのような手法によってどう参加が可能かということを表したものでございます。

さらに右側にいきますと、それぞれ全体で 3 カ月程度を考えておりますけれども、それぞれの手法をどのような期間で実施していくのが適当であるかということで、そのイメージを表しております。実際には意見の出方とか要望の出方といった状況によって、3 カ月と言いましても少し柔軟に考えていかなければいけないと思っておりますので、あくまでも流れとしてはイメージを表したものでございます。

次に 13 ページをご覧くださいますと、今回、P I で収集いたします意見の取り扱いを書いたものでございます。原則としまして、収集しました意見についてはすべて公表を考えております。それから意見につきましては、随時、関係機関と共有を図っていくことにしておりますし、追加資料等が必要だと私どもで判断した時には連絡調整会議を開くことなく関係機関の了解を得た上でホームページなどに載せるなどしてなるべく迅速に対応していきたいと思っております。

また、意見がある程度集約された段階、つまり集約された意見と対応方針の公表の時点になりました場合は、連絡調整会議としてどう反映していくか、どう考えていくかということの対応方針を意見と共に公表して、対応方針についてのパブリックコメントをいただきたいと思っております。それについてのさらなる対応についても考えていきたいと思っております。

それらのいろんな意見を収集して、それに対応する方針を公表して、意見として収斂した、あるいは出尽くしたというところになりますと、「P I の終了」という段階になります。

次の 14 ページをご覧くださいたいと思います。終了の判断としましては、一義的には実施主体であります連絡調整会議がこれを終了するか否かを判断したいと思っております。そこでまとめの報告書を第三者機関に提出いたしまして、評価を受けることになります。その評価を受けまして、再度、実施主体としてそれを踏まえて終了するかどうかを宣言するというを考えております。それぞれの過程でその都度公表したいと考えております。

判断の考え方でございますけれども、真ん中の表にもございますが、大きく 2 つございます。1 つは、「情報が市民等に十分に周知されたか」、2 番目には「市民等から幅広く意見が収集されているか」という判断の考え方、視点になると考えております。

具体的には、実施に際しての意見の出方でありまして、内容などを随時把握して判断

したいと考えております。例えば、正確な情報に基づくご意見が幅広く出てきたと。それが概ね出揃いまして、意見の出方が終息に向かう、だんだん意見の数が減ってきたという段階になりましたときに、P Iの活動も皆さんの情報提供も行き渡ったかなということで、終了の方向で判断していきたいと思っております。

そういった流れをまとめましたのが 16 ページでございます。これが今までご説明しました全体の流れをイメージしたものでございます。

17 ページにつきましては、先ほど説明しました通りでございます。今回の実施計画を策定する流れ、手順を示したものでございます。

18 ページ以降は、参考資料としまして総合的な調査の概要、手法の概要、それぞれどんな手法がどういうものであるかというのをまとめたものでございます。そういったものを資料として付けさせていただいております。説明は省略させていただきます。

【資料 2・・・参考資料】

次に参考資料というのをお付けしておりますので、それについてご説明したいと思います。資料 2 の参考資料でございますけれども、これは先ほど申しあげましたけれども、今回の素案を作るにあたりまして事前に一般にアンケート調査をかけまして、その結果の概要でございます。

実施期間は 9 月 29 日～10 月 18 日まででございました。配布方法としましては、周辺地域に実際に配布した、あるいは郵送した、あるいは空港・駅等で配布した等、ここに書いてあるとおりでございます。

対象者もできるだけ幅広くいろんな方々の意見が頂戴できるように対象を広げております。全体で 3500 程度配布しておりまして、回収された数字が、そこに書いてありますように 677 名から回答をいただいております。

2 ページ以下に個々の調査項目についての結果をグラフで示しております。そのうち、P Iの手法の選定にかかわるものにつきましては、先ほどの 7 ページで抜粋して掲示しているところでございます。

それ以外につきましては、例えば P I 自体についてお聞きしたところ、この 2 ページの Q2 - 1 ですか 3 ページの Q3 - 1 といったところになるのですが、結果をご覧くださいますとわかると思いますけれども、P I 自体については知られていない、「知らない」という数字がかなり大きく出ております。一方では、2 ページの Q2 - 2 に「総合的な調査に関心があるか」という質問に対しましては、「関心がある」という答えが多く寄せられております。

そういったことから今後、周知広報に努め、なるべくわかりやすく伝えていくという努力が必要だろうと考えております。そのためにレポートの作成とか情報提供の方法ですとか、そういったものに工夫をしていきたいと思っております。

それから P I に関する回答結果についてですけれども、4 ページの Q5、これは 7 ページにも書いてございましたけれども、「どのような方法で入手したいか」ということが書いてございまして、「新聞・テレビ・ラジオ等のメディア」あるいは「レポートや附属資料」「ニュースレターやパンフレット」といったところが多くなっておりますので、こういったものを踏まえて先ほどご説明しました第 1 段階においても手法として取り入れたところでご

ざいます。

それ以下、5 ページ、6 ページ、特に 6 ページでは自由記述意見ということで特段の設問ではなくて自由にご意見をくださいと言ったときに出てきたご意見でございまして、そのいくつかをそこに掲載しております。説明は省略させていただきます。

【資料 3】

それから資料 3 についてご説明いたします。先ほどの素案の中でご説明いたしましたけれども、今回、素案がここでご了解いただければ、その素案についての意見募集をしたいと思っております。11 月 11 日～12 月 10 日までの 1 カ月間を考えております。

配布方法としましては、ホームページの掲載ですとか県や市の情報提供窓口への設置、県内自治体への設置をお願いしたり、あるいは空港等の街頭での配布を考えております。そのような方法で周知を図り、ご意見を頂戴しようと考えております。

今回の実施計画そのものは、少しぶ厚く難しくなっておりますので、なるべくわかりやすい概要ペーパーを作りまして配布し、皆さんのご意見を頂戴したいと考えております。資料の説明としては以上でございます。

岩瀧副局長：ただいまの資料 2、資料 3 の説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

ちょっと確認しておきたいのですが、資料 2 の 17 ページにあったフローでだいたい来年の 2 月ぐらいまでに P I 実施計画（ステップ 1）の一連の策定手順を終えるということですが、ステップ 1 の具体的な P I 活動の実施は、資料 2 の 9 ページにあるように平成 17 年度に実施するということですね。

幹事：そうです。

岩瀧副局長：この P I 活動のやり方を資料 2 の 17 ページのスケジュール手順で今年度策定するということですね。

幹事：そうです。実施計画と言いますのは、今ご説明しました の部分が実際の実施計画になります。その中で提供する情報の内容はどうかというのは、10 ページに記述しておりまして、これがだいたい主たる内容ということで記述しておりますが、実施計画ではこの段階、このレベルまでの内容の記載ということです。これをブレイクダウンした実際の調査につきましては今実施しておりまして、年度内にはでき上がりますので、それを実際には提供するということになります。

岩瀧副局長：何かご質問等ございましたらお願いいたします。

茨木局長：6 ページについてですが、これから P I の実施計画を作ろうというときの基本方針ということですが、この中に時間管理と言いますか、情報を広く公開して意見を求めてということは P I の 1 番の目的とするところですし、それで十分ですけど、併せ

て、平たく言えばダラダラやらないと言いますか、きちんと判断してやっていく、そういうことが大事だという話は今までの場でも出ていたと思うんですけども、現実には8ページ以降の実施計画には3カ月でやるとか、終わり方はこうするとか、時間管理的なことを意識した内容が盛りられていると思うのですが、基本方針の所にそういうことを書いておくのも意味があることだと思いますが、そのあたりは何かご検討されておりますでしょうか。

幹事：時間管理につきましても大変重要だということで、具体的には今おっしゃったように実施計画には盛り込んでおりまして、特別ここに議論して載せなかったということではなくて、当然のことで、逆に言えば実施主体としての我々の進め方みたいのところになりますので、ここには載せておりませんが、当然、我々としては考えているところではありました。

茨木局長：ここに1~4に書いていただいているのとちょっとカラーが違うかもしれないのですが、重要なことでもあると思いますので、もしこの場の議論でそういうことは我々の共通認識として持っておけばいいのだということであればそれでいいと思いますが、簡単に書いておこうかなということであれば、書く方がよいのではないかという気がいたします。ちょっと皆さんの意見も聞いていただいて、議論してみたらどうでしょうか。

岩瀧副局長：ただ今、茨木局長から基本方針の中に時間管理について盛り込んだ方がよいのではないかという意見が出されましたが、みなさんいかがでしょうか。

武田副知事：具体的にいつまでにやるということですか。

茨木局長：そういうことではなくて、ダラダラやらないという意味のことを、そういう趣旨を1~2行書くという話なんですけど。

幹事：事務的に申しあげますと、ここに書いてある基本方針は、基本方針の立て方というものの説明を書いていないので非常にわかりにくいのですけれども、必要な情報をいかに提供して、正確に公正に提供するか、それから多様な意見をいかに我々が施策判断するときに収集するかという、対市民等と実施主体との関係の中での方針ということで書いてございますので、時間管理と言いますと、どちらかというと実施する際の段取りですとか、我々の心構えとして持っていくような話に近いものがありましたので、ここには書いてございませんでした。

ただ、我々としても当然、そのことは全体の政策を進めていく中で必要なものでございますので、心づもりとしては当然持っていた、留意事項としていたところでございます。

茨木局長：16ページにありますように、全体を3ヶ月ぐらい程度でPI期間をやるというパブリックコメントの部分が、市民とのかかわりの中では時間管理というのが非常に大事なところではないかと思うんですね。中身のことを重視するあまり、そこがただらいつまでもあっていいのかという話が片方で。

いろいろな考え方があると思うのですが、確かに実施主体側の意識の問題というのが第一だと思いますが、市民の方、関心を持たれている方においても、時間をいたずらにかけないという意識を持っていただくことも必要なことであると思うんですけれども。

幹事：先ほどご説明しませんでしたけれども、先ほどのP I計画、あり方についてこの春にまとめていただいたのですけれども、その中にも大阪航空局長さんがおっしゃってありました適切な時間管理についてご報告をいただいております。

その中で、P Iにおいてはその目的に照らして幅広い情報提供、十分な意見収集を行うべきことは当然であると。また「総合的な調査はP Iプロセスにおいて収集した意見を踏まえ、その進め方を見直しながら実施されることになる。一方で、迅速に情報提供、意見収集、時期を失しない判断など適切な時間管理を行う」という、適切な時間管理を行うべきだというご報告もあり方検討会でご報告いただいておりますので、そういう意味では基本的な考え方に出して十分あり得ることだと思います。

では、先ほどのあり方の計画のところを参考にしまして、ご意見を取り入れて、時間管理についても十分に勘案するよにということに入れさせていただきたいと思います。

武田副知事：先ほどの考え方で、9 ページに実施時期を書いてありますよね。ステップ 1 は 17 年度で 3 カ月やるということですが、その(2)実施期間に、実施時期としては準備が整い次第、17 年度の早い段階でと書いてあるのですが、そこまで具体的な時期を基本方針で書きにくければ、(2)の実施期間のところ「多くの市民の関心と参加が得やすいよう一定期間に高い密度の情報提供と集中的に実施することが必要」というのが基本的な考え方なんですかね。

幹事：おっしゃる通りです。

武田副知事：そこら辺で適切な時間管理をやるのだということで、大阪航空局長さんが言われたようにただ聞いていてもしょうがないというか、ある程度集中して聞いておかないと意見がうまく反映できないというのがあるでしょうから、そういう意味では時期を失しないということと、やるなら一定期間集中して一気にやるということだろうと思います。その辺をうまく文章表現できればということで、少し事務局で検討してみたらどうでしょうか。

幹事：わかりました。その辺を検討して、また報告したいと思います。

岩瀧副局長：ほかにご意見等ございますか。

須野原課長：広く意見をいただくということなので基本的な考え方はこれでいいと思いますが、これは結果論なんですけれども、やっている中で意見をやる範囲がグルーピングしたときにある所に偏って、それは多少現場で修正するんですか。やってみないとわからないところがありますけれども。いろんな意見をもらうときに、マスメディアを通じたりして、

これが良いだろうという形で投げますけど、興味を持っている人と持っていない人で多分分かれてくるでしょうから、そうするともう少し広い範囲で意見があった方がいいなというときに、どこかで議論した上でそれをフィードバックするということはしていくという感じなんですか。

幹事：今おっしゃるとおりでありまして、今回、第1ステップはいろんな現状とか課題とかそういう情報提供等でありますので、案を提示して「どの案が良いですか」というのは違うのですけれども、今回でもいろんな種類の意見が出されると思っています。それである程度意見が出たところでそれぞれ集約しまして、それについての対応方針を含めまして公表したいと思っています。

その公表によりまして、再度いろんなご意見が出ることもありますので、それについてもまとめていきたいと思っています。ある程度それで集約をしていければと思っています。

ただ、基本的には今回は情報の共有化というのが基本でございますので、そういうことが周知されるかどうか、あるいは我々の情報が正確に伝わっているかどうか、ご意見等を我々が十分把握できたかどうかというのが基本になるとと思っています。

茨木局長：ちょっと気になりますけど、意見が出たものに対する対応を再度、もう1回P Iにかけるような感じなんです。私が理解していたのは、17ページは方針の決定ですけれども、ステップ1とかの流れで、対応についてはまとめて有識者委員会に了承を得ればそれで良とすると思っていたのですけれども。

幹事：16ページをご覧くださいますと、収集された意見とそれについての対応方針でありますけれども、それを公表いたします。そこでそれについてのパブリックコメントが出てまいりと思いますので、いろんな意見が出てきますけれども、そういう意見を我々が認識したかどうか、こういう意見がありますということで認識したかどうかということでまとめてきたいと思っております。

茨木局長：16ページと17ページがあってややこしいのですけれども、16ページは17年度にやるP Iのステップ1の本番の流れですよね。意見が集まった後、まとめて公表して、またパブリックコメントをやるというのは本番の話ですよね。それで17ページは・・・。

幹事：すみません、前後して入れ替わっているような感じで。

茨木局長：それで17ページはP Iステップの本番ではなくてP I計画を作る手順が書いてあって、これは今から来年2月ぐらいまでにかけてやること書いてありますよね。

こちらでは意見募集しますけれども、それをまとめて案を作ったあとは、改めてパブリックコメントはやらないで第三者機関に評価してもらうということですね。

幹事：そうです。

岩瀧副局長：そうするとP I実施計画の策定では、最初に出た意見でそれへの対応方針を出したら、1回で市民の皆さんが了解する形にはならないのではないかと思うんですね。そこはどう收拾するのですか。1回だけ市民の皆さんのご意見を伺うということで終わりにするということですか。

幹事：収集された意見と対応方針を公表するという趣旨は、個別にいろいろ意見が出されますので、それを一括してどういう意見があり、それについて我々はどういう方針であるかということをもとめたいということです。

例えば空港能力がどれくらいあるかということについては、「そうでは無い」というご意見もありましょうし、「そうだ」というご意見もありましょうし、現状について認識されたかとかいろんな意見が出てくると思いますので、そういうことについて我々実施主体として、「そうでない」という方々には我々の考え方をお示しするということで、それぞれの意見を集約して、それについての方針を提示する。そこでさらに「そうじゃない」と、最終的に「どうしてもそうではない」というご意見があると思いますけれども、それについては「我々の考えはこういうことです」ということでまとめまして、報告書にしていきたいと思っています。

最終的に全部の方々をご了解いただくことは無理だと思っていますので、「こういうご意見の方がいらっしゃる。それに対して我々はこういう考えを持っています」ということでまとめて、実施報告書にして第三者機関に提出したいと思っています。

茨木局長：16ページでP I手法による、来年度に情報収集をやって、P Iで意見を集約して、パブリックコメントして、その後まとめたものを第三者機関に提出するとなっていて、「第三者機関の監視・評価・助言」というのが全体にかかって書いていますけれども、具体的には第三者評価を出しますよね。第三者機関の先生方から、このやり方はいいだろう、悪いだろうという意見があって、修正するべきではないかという話があったときはどういう感じで、例えば修正意見なんかがあったときはどういう感じで。それはそれで終わりなのか、矢印の意味がよくわからないんですけれども。

幹事：P Iをしている途中にも第三者機関から具体的に実施している内容についての監視みたいな形で意見が出てくるということも考えております。それから最終的にP Iの実施報告書を第三者機関に提出した後に、第三者機関として第1回目のP Iがどうだったかということの評価していただきますので、その段階で評価なり助言をいただくことになると思います。そういう意味で、この矢印は全般的にわたっているということで示しております。

中元副市長：そうしますと、17ページの策定の手順ですけれども、素案の公表をやって、意見募集をして、それに対していろんな意見のとりまとめとか実施主体の意見も入ってとなっていますね。これは次の段階でとりまとめて持っていくのですか。

幹事：17ページは、実は今審議いただいています実施計画の話でありまして、今年度中に

まとめていきます実施計画の流れをフローにしたものであります。上から2番目の「福岡空港連絡調整会議：素案作成」とございますが、これが本日開催していただきます会議でございます。それで本日、素案として了解いただきますと、意見募集を図って、実施計画の案としていきたいと思っております。それを第三者機関に持っていきまして、実施計画そのものの評価をして頂いて、そこで了解が出来ますと実施計画として来年度に実施しますP I第1ステップの実施計画として確定していくということでございます。

そこで確定しました実施計画に基づきまして、来年の早いうちにP Iを実施するのですが、そのP Iの実施の流れが16ページであります。資料の順番が逆であったのと、横に書いてあるものですから、わかりにくくなって恐縮ですが、16ページで実施計画に基づきまして全体の流れを進めていくわけでありまして、最初に左の方のレポートを作りまして、事前に公表するなどとして広報に努めていくということであります。そして具体的には、先ほどを説明しました説明会とかインフォメーションとか見学会等で情報提供して意見を収集するというでございます。

途中でいろいろな形で意見を収集しておりますので、それをある程度意見が出てきたところで一旦まとめまして、カテゴリー別にどういうご意見が出たかということで分けまして、それに対して実施主体としての、「こういう意見に対してはこういう方針で我々は今後進めていきます」という対応方針をそれぞれ作っていききたいと思っております。それを公表いたします。

公表しましたところで、パブリックコメントということでご意見を頂戴することになると思えます。最後の、「こういうご意見に対してはこういう方針で臨みます」ということに対して、そういったことを実施報告書でまとめまして、第三者機関に提出する。そして第三者機関で今回のP Iについての評価をされて、その結果を提出される。そこで終了するのか、まだまだ情報提供が十分になされていないということになりますと、引き続きやりなさいということになりますので、その辺の判断をしていこうということでございます。

第三者機関の役割としましては、P Iをやっている途中段階におきましてもいろんな形で助言を頂いたり、監視して頂いたりということと、最終的に終了したということで実施報告書を実施主体から提出された場合に、それについての評価をするという役割でやりたいと思っております。すみません、最初にこれを説明すればよかったのですが、

岩瀧副局長：第三者機関にP I活動に対してのそういう対応が良いのか悪いのかと評価してもらって、悪ければそこで修正を行うということになるわけですね。

茨木局長：17ページのところで実施計画についての意見募集の近くやられますよね。その時は資料の作り方を工夫して、来年度のP I本体の進め方を書いている部分と、今年度にやる実施計画についての意見募集の進め方を書いている部分を明確に分けて、しかも場所も離してやらないと、必ず混乱すると思えます。

幹事：意見募集の際はわかりやすく資料を作りたいと思えます。

岩瀧副局長：ほかに、資料 2、3 関係でご質問やご意見等ございませんでしょうか。よろしいようでしたら、P I 実施計画（ステップ 1）の成案策定につきましては、P I 実施計画（ステップ 1）素案に示されています策定手順に基づいて幹事会に一任したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同「はい」）

岩瀧副局長：では、そのようにお願いします。次に、資料 4 の説明をお願いします。

（2）福岡空港の総合的な調査について

【資料 4】

幹事：国土交通省九州地方整備局港湾空港部長の戸田でございます。資料 4 についてご説明申しあげます。

福岡空港の総合的な調査と言われるものの平成 16 年度の実施内容に一部変更を加えておりますので、それをご紹介し、ご審議をお願いしたいと思います。

大きく 2 つのパートからなっておりますが、1 つ目は滑走路を増設しない場合の現在の福岡空港の能力がどの程度あるかということの検討がございます。2 つ目といたしまして、将来の需要予測、福岡空港がどういう空港だと、どういう空港であるべきだということまで踏まえた将来需要への対応方策の検討、これが 2 つ目でございます。

最初の「現空港の能力の見極め」でございますが、現空港の能力と言いましても、必ずしも 1 つの定義づけがあるわけではございません。様々な観点から空港能力がどの程度あるかということを検討する必要があるわけでございますが、ここでは の「航空利用者の視点に立った航空サービスの評価基準の検討」にありますように、利用者がどの程度の航空サービスを楽しむことができるかということ踏まえた能力について、現在の福岡空港がどの程度の能力があるかということの評価しようということなのです。

例えば、ある程度便数が増えて混みあってまいりますとチケットをなかなか入手できなくなるとか、一旦、遅延が起きると、どんどん遅延がつながって全体として非常に不便なことになってしまうとか、それぞれ航空をサービスする側がサービスする程度をどこまで上げるか下げるかということで空港の能力は当然変わってきますので、航空サービスを踏まえた能力を見極めようということでございます。

通常、空港能力と言いますと滑走路の処理能力を指すことが多いわけでございますが、昼間の時間をめいっぱい使って航空便を設定する、それも 1 つの能力ですけれども、そういったことをすると先ほど言いましたような定時制が確保できない、遅延が起るとか、そういったものにつながってきますので、利用者が受ける航空サービスについてのどの程度のレベルが現在の福岡空港で求められるのか、それに対応する空港能力はいかほどのものかということをごここで検討しようと思っております。これは地域と国でそれぞれ分担して検討しております。

2 番目に、現在の福岡空港を最大限に活用する、これは社会的、経済的に見てもごく当然のことです。現空港を最大限に利用するために、福岡空港の現在の立地条件から騒音の話まで含めて、様々な課題、制約条件がありますので、それらについてどう対応す

れば能力が上がるのかを検討しようということございまして、これも国と地域と分担して検討しております。

3 番目に、これはアンダーランが引いてありますが、今回新たに加えた部分でございます。1 番および 2 番の検討を踏まえまして、現在の空港能力を見極めようということでございます。ただし、滑走路を増設しないという前提でございまして、それ以外に施設の改良等で課題・制約条件等について対応できるものについては現在の空港の能力の中に、それをも踏まえた能力を考えたいと思っております。

以上、現空港がどの程度能力があるのかというのを利用者利便等々の考え方を踏まえて作っていかうというのが(1)の「滑走路増設をしない場合の現空港の能力の見極め」でございます。

(2)の「将来需要への対応方策の検討」でございますが、としまして「地域から見た福岡空港の役割と効果に関する検討」と書いてありますが、これは平成 15 年度から引き続きの調査でございます。福岡空港がどういう使われ方をしているかという現状分析から、将来どういう社会的役割を持つべきなのか、そういった検討を 15 年度、16 年度と引き続き行っているということです。

2 番目に、「将来の航空需要の予測」でございますが、今までも何度か需要予測なるものをやってきておると思っておりますが、より精度が上がるような需要予測を、手法の開発を含めてやってまいりたいということでございます。

(1)(2)ともに基本的な検討の段階でございまして、どういう計画案で将来いくべきなのかという前段の調査を平成 16 年度にやっていかうということでございます。以上、簡単ですけれども説明を終わらせていただきます。

岩瀧副局長：平成 16 年度の実施内容につきましてはアンダーラインを引いております(1)の のところが明確にされたということが変更点でございます。これにつきまして、ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

(一同「なし」)

岩瀧副局長：よろしいでしょうか。それでは、資料 2 の平成 16 年度の実施内容に沿って調査を行っていただきたいと思っております。続きまして、資料 5 の説明をお願いします。

【資料 5】

幹事：資料 5、「平成 17 年度の調査の方向性(案)」ということで、これは平成 16 年度の調査がまだ十分に進んでおりませんので、今後変更があり得るということでございますが、現在の案を示しております。最初に、空港能力の見極めです。これは平成 16 年度に引き続きまして、さらに空港能力はいかなるものかということを決める。この決めがなければ将来需要に基づく現空港のあり方、新空港等の議論ができませんので、空港能力の見極めを平成 17 年度に再度、整理したいと考えております。

2 番目に「将来需要への対応方策の検討」でございますが、 、 につきましては先ほど説明いたしました平成 16 年度の検討をさらに深めたものをそれぞれやっていきたいと

思っています、特に航空需要の予測については平成16年度では、手法の開発と実施というところまでございますので、平成17年度においては具体的な航空需要の予測まで行いたいと考えております。

以降が新たな問題、課題でございます、1つは にありますように、「近隣空港との連携方策の検討」ということで、北部九州に存在する福岡空港以外の空港とどのような連携があり得るのか、また、でき得るのかということについて検討するものでございます。基本的な考え方につきましては国の方で担当いたしますが、国内での空港の使い分け、機能分担が実際にされている事例ですとか、海外での事例の収集等については地域の方の調査を待ちたいと思っております。

最終的には、それらを踏まえましてどのような連携方策が考えられるのかということを検討していきたいと思っております。

次のページですが、 に「現空港における滑走路増設の検討」と、今までは滑走路を増設しない場合の現空港の能力を考えていたわけでございますが、航空需要によるところがございまして、仮に現在の空港を抜本的な改良なく存続させた場合に、将来の航空需要に十分に対応できない可能性があると思っておりますので、その際の方策の1つとして滑走路の増設というものがあり得るのかということでございます。

現空港の立地条件については皆さまよくご存知と思いますが、果たしてどのような滑走路の増設が物理的に可能なのか、様々な制約条件がある場所でございますので、仮に滑走路を増設した場合の課題や問題点について整理をするものでございます。

最後に でございますが、新しい空港を検討する場合にどういう計画があり得るのかということでございます。これは非常に抜本的な能力向上方策が必要となった場合に、こういったことが当然必要になりますので、新しい空港を計画する際の計画要件の検討でありますとか、立地の考え方を整理する、または現空港の開発計画を検討するなど様々な内容があるかと思っております。

5番あたりは過去にいろいろな調査もなされているところでございますので、それらの調査を踏まえつつ、必要なものは新たな検討を深めてまいりたいと思っております。

最後のページにカラー刷りがありますが、これは平成15年度、16年度、17年度と3カ年の調査の項目と実施時期を書いているものでございます。細かい説明は省略しますが、平成17年度に初めて出てくる項目として下の3つ、「近隣空港との連携方策の検討」「現空港における滑走路増設の検討」「新空港の検討」と、少し新たな段階に平成17年度から入っていく部分があるということでございます。以上でございます。

岩瀧副局長：ありがとうございます。ただいまの「平成17年度調査の方向性(案)」について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

武田副知事：最後の色刷りのところが1番わかりやすいと言いますか、今後の調査の進め方ということで一覧性をちょっと見ておりますが、これまで平成15年度、16年度で上の部分、いわば基礎的な部分についての調査をやっておられるという段階だろうかと思いません。そこはそこでしっかりとやりながら、いよいよ平成17年度以降が下の部分に入ってくるということで、基本に立った上で具体的にどういうふうにするのか、近隣空港との関

係とか現空港で滑走路を作る場合にはどういうふうになるのか、あるいは新空港についてどう考えるのかということで、いよいよ具体策と言うか、そういうところに議論が及ぶという感じがします。

ある意味ではいろんな観点からの議論があり得ると思いますし、しっかりと議論しなくてはならないと思いますが、先ほど航空局長からも言われましたように、ある程度時間的にいつまでも議論ばかりしておくというわけにもいかないと思います。ある程度の時間の中で、ここで示されたような平成 17 年度以降も精力的にやらないといけないだろうと思いますので、しっかりと調査をし、その過程で市民や県民の意見も十分に反映するような形でやりますので、そういう意味では実際の作業として非常に忙しくなると思います。これまで以上に精力的にやっていかないとスケジュール通りに進まないと思いますので、しっかりと目標を立ててやっていただきたいと思います。

幹事会でも精力的に調査の進行管理をやっていただいて、また私どももしっかりサポートしていきたいと思います。ぜひ、このスケジュールを目標通りいけるようにやっていただきたいと思います。

幹事：ありがとうございました。このスケジュールを目標としてやっていきたいと思っております。平成 17 年度以降に出てくる調査というのはそれなりに重たい課題ばかりなので、相当な困難さも予想されますけれども、事務的には精いっぱい努力していきたいと思っております。

岩瀧副局長：ほかにございませんでしょうか。

茨木局長：これは前からこういう表現になっていたのだらうと思いますが、別にそれをひっくり返そうと思うわけではないですけれども、ちょっとわかりにくいかなと思ひまして、皆さんはどんなイメージかなと思うのですが。カラー刷りのこれでいきますと、下の「将来需要への対応方策の検討」の中の「近隣空港との連携方策の検討」という中に、「近隣空港との連携に向けた基本的枠組みの検討」というのがあるのですけれども、基本的枠組みというのは例えばどんなことをイメージすればいいのか。17 年のところにもそれが出てきますけれども、その辺でイメージされていることがあれば教えていただきたいのですけれども。

幹事：「枠組み」というのは基本的な考え方みたいに誤解されるのだと思うのですけれども、「枠組み」というのは北部九州に存在する空港全体で考えるとすれば、北部九州地域の航空需要がどのようになっているか、それぞれの空港がどのようになっているか、そういった意味での基本的枠組みという、「連携方策を検討するにあたっての前提条件」という意味です。言葉が少し適切ではないかもしれないですね。茨木局長が言われるように、皆さんがこれを見て、基本的枠組みというと何か国で枠組みを決めるのか、そういうものがあるのかということではないので、これは機会を見て訂正したいと思います。

茨木局長：それから 2 枚目の「新空港の検討」のところ、「将来の航空需要の予測、

地域と福岡空港の将来像を考慮しつつ」と書いてありますけれども、この間の第1回目の時に武田副知事が言われた「単に需要だけの対応ではなくて都市戦略的にきちんとどうあるのかを記入すべき」という話はこの中に、「地域と福岡空港の将来像」の中に入っていると理解してよろしいのでしょうか。

事務局：はい。

岩瀧副局長：ほかにございませんでしょうか。それではご了承いただいたということで、これに則って17年度の調査はやっていきます。

その他、議事について何かございましたらどうぞ。

(発言なし)

岩瀧副局長：よろしいでしょうか。それでは議事はこれで終わります。事務局、よろしく願いいたします。

(3)開会

事務局：どうもありがとうございました。これをもちまして会議を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。